

令和3年度 厚生事業計画

事業名		事業内容	実施時期	利用方法														
健康管理事業 健診事業	1 特定健康診査・特定保健指導事業	当該年度中に満40歳以上75歳未満※の組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者が、契約健診機関でメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病に関する健康診査と保健指導を受診する場合に経費の全額を助成します。 ※75歳未満：75歳の誕生日の前日まで受診可能	別途通知します。	別途通知します。 (職場の定期健康診断又は人間ドック検診のいずれかを受診してください。)														
	2 無料人間ドック検診事業	当該年度中に満40歳、満50歳に達する組合員が、契約健診機関で人間ドックを受診する場合に経費の全額を助成します(乳がん検査はマンモ又はエコー検査の選択受診)。 満50歳に達する組合員が、経費の個人負担を必要とする胃カメラを利用した場合は、その経費の全額を助成します。	令和3年6月1日 ～ 令和4年3月25日	①契約健診機関へ予約する。 ②利用券(支部から5月下旬送付予定)を持参し、受診してください。														
	3 一般人間ドック検診助成事業	組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養配偶者が、契約健診機関で人間ドックを受診する場合に経費の一部を助成します(乳がん検査はマンモグラフィ又はエコー検査の選択受診)。 [自己負担金] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">組合員</th> <th rowspan="2">被扶養配偶者</th> </tr> <tr> <th colspan="2">満55歳(注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>8,000円</td> <td>5,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>2泊3日(注2)</td> <td>14,000円</td> <td>11,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table> 注1：当該年度中に満55歳に達する組合員 注2：2泊3日コースは、公立学校共済組合近畿中央病院のみ実施 満55歳に達する組合員(任意継続組合員を除く。)が、経費の個人負担を必要とする胃カメラを利用した場合は、その経費の全額を助成します。		組合員		被扶養配偶者	満55歳(注1)		1日	8,000円	5,000円	14,000円	2泊3日(注2)	14,000円	11,000円	21,000円	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日	①契約健診機関へ予約する。 ②所属所(任意継続組合員は支部)で受診票の交付を受ける。 ③受診票を持参し、受診してください。
		組合員		被扶養配偶者														
		満55歳(注1)																
	1日	8,000円	5,000円	14,000円														
	2泊3日(注2)	14,000円	11,000円	21,000円														
	4 脳ドック検診事業	当該年度中に満40歳、満50歳に達する組合員が、無料人間ドック検診受診の際に、契約健診機関で脳ドックを併用受診する場合に経費の全額を助成します。	令和3年6月1日 ～ 令和4年3月25日	①契約健診機関へ予約する。 ②利用券(支部から5月下旬送付予定)を持参し、受診してください。														
5 セルフケア脳ドック検診助成事業	当該年度中に満45歳、満55歳に達する組合員及び定年退職予定の組合員が、一般人間ドック検診受診の際に契約健診機関で脳ドックを併用受診する場合に、経費の一部を助成します。 [自己負担金] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>満45歳・満55歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>定年退職予定者(※)</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※定年は、「職員の定年等に関する条例」又は就業規則に基づくものに限る	満45歳・満55歳	10,000円	定年退職予定者(※)	5,000円	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日	①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で受診票の交付を受ける。 ③受診票を持参し、一般人間ドックと同時に受診してください。											
満45歳・満55歳	10,000円																	
定年退職予定者(※)	5,000円																	
6 前立腺検診事業	男性組合員のうち、当該年度中に満40歳、満45歳に達する者及び満50歳以上の者が、無料人間ドック検診又は一般人間ドック検診受診の際に契約健診機関で前立腺疾患の検診を併用受診する場合に経費の全額を助成します。	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日 (無料人間ドック検診と併用受診する場合は6月1日から)	①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で利用券の交付を受ける。 ③利用券を持参し、人間ドックと同時に受診してください。															
7 骨粗しょう症検診事業	女性組合員のうち、当該年度中に満40歳、満45歳に達する者及び満50歳以上の者が、無料人間ドック検診又は一般人間ドック検診受診の際に契約健診機関で骨粗しょう症検診を併用受診する場合に経費の全額を助成します。	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日 (無料人間ドック検診と併用受診する場合は6月1日から)	①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で利用券の交付を受ける。 ③利用券を持参し、人間ドックと同時に受診してください。															
8 乳がん・子宮頸がん検診事業	女性組合員が契約健診機関で乳がん・子宮頸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します(乳がん検診はマンモグラフィ又はエコー検査の選択受診)。 ※対象は、以下の条件を満たす方です。 人間ドックを受診しない者及び自己採取子宮頸がん検診を受診しない者(乳がん検診のみ受診の場合は、自己採取子宮頸がん検診の受診可能)	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日	①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で受診票又は利用券の交付を受ける。 ③受診票又は利用券を持参し、受診してください。															
(※)令和4年3月25日まで実施しますが、早期・計画的受診により疾病の予防・早期発見に役立てるため、また特定保健指導を行うため、できるだけ <b>令和4年1月末日まで</b> に受診願います。																		

令和3年度 厚生事業計画

事業名		事業内容	実施時期	利用方法	
健康管理事業	健診事業	9 自己採取子宮頸がん検診事業 女性組合員が郵送による子宮頸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します。 ※人間ドック及び子宮頸がん検診を受診しない者のみ対象	令和3年 7月下旬～12月	別途通知します。	
		10 大腸がん検診事業 組合員が郵送による大腸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します。 ※人間ドックを受診しない者のみ対象	令和3年12月中旬 ～ 令和4年2月	別途通知します。 (年1回募集・11月上旬)	
	健康づくり事業	11 ストレスドック 組合員がストレスドックを受診する場合に経費の一部を助成します。 [定員：100名]	令和3年4月 ～ 令和4年1月	別途通知しております。 支部に直接申し込んでください。	
		12 こころの健康チェック	【こころの体温計】 携帯電話やスマートフォンでも簡単に心の状態がチェックできます。	(通年)	いつでも利用可能です。
			【簡易ストレスチェック】 質問紙に記入し、心の健康づくりに役立つアドバイスを受けることができます。	令和3年秋	別途通知します。
		13 こころの健康相談室 こころの健康の保持増進を図るため、組合員及び被扶養者が予防的観点から気軽に相談(カウンセリング)できる「こころの健康相談室」を開設し、経費の全額を助成します。	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日	①契約健診機関に予約する。 ②組合員証(被扶養者は被扶養者証)を持参し相談してください。	
		14 健康相談事業 組合員及び被扶養者の健康維持・迅速な治療行為に役立つため、フリーダイヤルで健康・医療相談を実施します。	通年	専用ダイヤルに電話して相談・予約をしてください(Web上によるメンタルヘルス相談もあります。)	
		15 心の健康チェック事業(本部事業) インターネットを利用して、いつでも心の健康状態をチェックできます。 ※ID・パスワードは「共済フォーラム」に掲載されています。	通年	当共済組合ホームページ「心のセルフチェックシステム」→「セルフチェック」	
		16 健康管理セミナー 組合員及び家族の健康づくりをすすめるために、生活習慣病予防やこころの健康を考えるとともに、体力づくり等の実技等も行うセミナーを開催します。	令和3年 8・11月	別途通知します。	
	17 職場の健康づくり支援事業 組合員の健康づくりに関する講習会、研修会等への支援として、各所属所で実施される事業に対し、1件当たり40,000円を限度として助成を行います。	令和3年4月1日 ～ 令和4年2月末日	①各所属所において企画してください。 ②事業実施の1か月前までに支部へ申請してください。		
	一般事業	保養関係	18 指定宿泊施設利用助成事業 組合員及び被扶養者が保養又はレクリエーションを目的に、公立学校共済組合直営施設等を利用する場合、1人1泊につき2,000円を助成します。 ※公務出張の場合は利用できません。 ※助成回数の制限はありません。 ※被扶養者は小学生以上とします。 ※宿泊料が助成額を超える場合のみ助成の対象となります。	通年	①指定宿泊施設に予約する。 ②利用日までに利用券を作成する。 ③宿泊施設到着と同時に利用券を受付へ提出してください。
			ホテルルビノ京都堀川 ルビノ京都堀川は、宿泊プランの料金を対象に4,000円を上限に助成します。 ※ルビノ京都堀川のみ、すべての被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者も対象とします。 ※公務出張の場合は利用できません。 ※助成回数の制限はありません。		*ルビノ京都堀川、京都教育文化センターを利用する場合は、利用者全員の組合員証及び被扶養者証を提示し、指定宿泊施設利用届出書を記入してください。
			京都教育文化センター 京都教育文化センターは、2,500円を助成します。 ※公務出張の場合は利用できません。 ※助成回数の制限はありません。 ※被扶養者は小学生以上とします。 ※宿泊料が助成額を超える場合のみ助成の対象となります。		

令和3年度 厚生事業計画

事業名		事業内容	実施時期	利用方法
保養関係	19 保養等施設利用助成事業	<p>組合員及び被扶養者が、保養又はレクリエーションを目的に、支部が契約する京都府内の民宿等を利用する場合、1人1泊につき3,000円を助成します。</p> <p>※公務出張の場合は利用できません。                      ※助成回数の制限はありません。                      ※被扶養者は小学生以上とします。                      ※宿泊料が助成額を超える場合のみ助成の対象となります。</p>	通年	①保養等施設の窓口 に予約する。 ②利用日までに利用 券を作成する。 ③宿泊施設到着と 同時に利用券を受付へ 提出してください。
	20 京都宿泊所企画事業参加助成事業	<p>組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者が京都宿泊所が企画する事業に参加する場合、1人1回につき一定額を助成します。</p> <p>料理長特別メニュー：料理代金（5,000円以上）の半額                      （上限3,500円）                      期間限定メニュー：料理代金の半額                      ※被扶養者は小学生以上とします。</p>	通年	別途通知します。
	21 宿泊施設の相互利用制度	<p>組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を除く。）が他の共済組合等の施設に宿泊する場合、当該共済組合員と同一の料金で宿泊できます。</p>	通年	施設に宿泊予約す る際に公立学校共済 組合員であることを 申し出てください。 制度を利用する全員 の組合員証及び被扶 養者証の提示が必要 です。
	22 バカンスクーポン事業	<p>組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者が次の条件を満たして旅行する場合、所定の手続をとるとJRの割引きっぷが購入できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象宿泊施設に宿泊すること。</li> <li>・大人2名以上又は子どもと合わせて2名以上で利用すること。</li> <li>・JRを片道201km以上で、往復利用すること。</li> </ul>	通年	①バカンスクーポン 申込書に所属所(任意 継続組合員は支部 )で証明を受ける。 ②契約旅行会社で直 接購入してください。
一般事業	23 地区別健康増進事業	<p>組合員及び被扶養者を対象に、京都市地区及び各支所において、それぞれの地域に即した体育、その他の健康増進事業を実施します。</p>	地区により異なります。	該当地区の所属所 に支部又は支所から お知らせします。
文化関係・ 教養	24 ライフプランセミナー	<p>30代～40代の組合員を中心に健康面・経済面を軸に生活設計を考える機会となる講座を開催します。</p>	令和3年8月	別途通知します。
		<p>組合員が退職後の経済生活設計を考える機会となる講座を開催します。</p>	令和3年11月	
	25 介護講座	<p>組合員及び家族が介護の基本的知識や介護技術を習得する講座を開催します。</p>	令和3年 7月～8月	別途通知します。
	26 子育て支援セミナー	<p>組合員及び家族が子育てに係る相談や親子で参加できる講座を開催します。</p>	令和3年 6・8・10月	別途通知します。
その他	27 団体割引施設契約事業	<p>組合員（任意継続組合員を含む。）及び家族が支部の契約する宿泊施設やレクリエーション施設等を利用する場合、一般価格より割引いた優待価格で利用できます（任意継続組合員は一部施設を利用できません。）。</p>	通年	利用の際に公立学 校共済組合京都支 部組合員であることを 申し出て、組合員証 を提示してください。
	28 介護機器レンタル助成事業	<p>組合員本人及び2親等以内の同居親族の要介護者を有する組合員が介護機器をレンタルする場合、レンタル料金の一部を助成します。                      ※指定の介護機器1種目につき、1月5,000円を限度にレンタル料金の7割を助成します。</p>	通年 ※ただし、申請は利用 年度内とする。	レンタル開始後3 か月ごとに支部へ申 請してください。
	29 育児用品レンタル助成事業	<p>組合員が小学校就学前の子のために育児用品をレンタルする場合、レンタル料金の一部を助成します。</p>	別途通知します。	別途通知します。
	30 ホームヘルパー雇用助成事業	<p>組合員、配偶者又は組合員の2親等以内の同居親族が、傷病又は出産のため、紹介所等の紹介又は派遣によりホームヘルパー等を雇用した場合、1日7,000円を限度とする実費を助成します。                      ※同一年度、16日を限度に助成します。</p>	通年 ※ただし、申請は利用 年度内とする。	雇用後3か月以内 に支部へ申請してく ださい。

令和3年度 厚生事業計画

事業名		事業内容	実施時期	利用方法	
一般事業	その他	31 婚礼利用助成事業	組合員（任意継続組合員を含む。）及びその子が「ホテルルビノ京都堀川」で婚礼をする場合、挙式、披露宴等婚礼に要した費用の20%を助成します。 ※ただし、上限を25万円までとします。 助成額は千円未満を切り捨てます。	通年	「ホテルルビノ京都堀川」に申し出てください。
		32 法事・法要等利用助成事業	組合員（任意継続組合員を含む。）等を施主とする法事・法要等で京都宿泊所を利用する場合、経費の30%を助成します。 ※ただし、5万円以上の利用に限ります。 助成額は千円未満を切り捨てます。	通年	「ホテルルビノ京都堀川」に申し出てください。
		33 インフルエンザ予防接種助成事業	組合員がインフルエンザ予防接種を受けた場合、1,000円を助成します。 ※1年度内1回に限ります。 ※自己負担額が1,000円に満たない場合は、その額を助成します。	令和3年10月1日 ～ 令和4年2月末日	別途通知します。
		34 福祉保険制度	組合員が在職中に死亡した場合又は組合員及び配偶者が入院した場合、給付金等が支払われます。	ファミリー年金・医療費支援制度 保障期間 11月1日～翌年10月31日	ファミリー年金・医療費支援制度 所属所を通じて募集します。 (年1回)
		35 アイリスプラン	組合員及び配偶者が在職中や退職後の生活をより豊かで充実したものにするため、経済生活支援事業として実施します。 ※「年金コース」、「医療・日常事故コース」の2つのコースがあります。	加入日・契約日 3月1日	所属所を通じて募集します。 (年1回)
		36 災害対策事業	災害救助法の発動による災害に被災し、短期給付の災害見舞金の支給を受けた組合員に対し、30,000円を支払います。	-	給付金支給後、速やかに支払います。